

## 第5回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年8月10日(木) 午後3時から午後5時15分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (21名)

持山	・幸	会長	平田	・	委員
平山	正行	会長代理	北村	博美	委員
井上	治康	委員	上田	忠夫	委員
北	・康	委員	行武	・明	委員
岡部	貢	委員	矢野	榮	委員
倉掛	正則	委員	藤井	貢	委員
平山	雅章	委員	八尋	・幸	委員
川上	富男	委員	下村	喜美子	委員
山本	政明	委員	行武	勇吉	委員
山口	弘行	委員	池松	和義	委員
メ野	・江	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成29年8月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

○農地改良行為届(4月分)の取下げについて

○遊休農地(農地パトロール)現地調査について

○「平成29年九州北部豪雨災害義援金」の募集について

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

八尋・幸 委員、 下村 喜美子 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成29年度第5回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 本日の総会に、現在の出席数は定員21名中全員ですので総会は成立しております。 それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしく お願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。18番 八尋委員と19番 下村委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が 議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い 致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項 及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終 了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号3を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わり ました。 これから質疑に入りますが、質問をされる方は挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発 言をお願い致します。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、 会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	<p>(報告第2号 番号1～番号2を読み上げる)</p> <p>以上ご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成29年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 議案第1号 平成29年8月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p>
	<p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成29年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書7ページをお開き下さい。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付 会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
	<p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、8ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求め。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請人は申請地907㎡を購入し太陽光発電パネル200枚を設置、発電出力49.5kwの電力を九州電力に販売する計画での転用申請です。 他の法令の許可、認可申請につきましては、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けられ、九州電力へ電線の接続、販売の申込の手続きは済まされております。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は北側に上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路に接しており、概ね500m以内に中牟田小学校と中津屋幼稚園がある農地であることから第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>ここにつきましては、別に問題はありません。幼稚園が目の前なのでその管理だけはきちんとしてくださいと伝えてあります。前回出していました、発電の所で、土砂が崩れて人身事故が1件あってありますので、そういう事が無い様に、今度の場合は平地になりますので、ほとんど問題はありませんので、それを継続して両方を管理してくださいとお願いして許可をしています。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、申請地の東側において建設業を営む〇〇建設の代表取締役を務めております。その〇〇建設の資材置場の一部が県道の道路改修工事に伴い減少するため、その代替地として申請地を購入し、資材置場として整備の上、西依建設に貸す計画での転用申請です。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して整備される業務上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
14番	<p>問題は全く無い所ですが、今、バイパスの工事で〇〇さんの梨園が真ん中を分けて半分にになります。建設業を営む譲受人が最初は道の手前だけでしたが、奥の方も一緒にとお願いされ、両方を購入されます。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>8ページの図面の通りだと思いますので、問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。  (質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。  (全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいで手狭であることから、申請地274㎡と一体利用する雑種地29.61㎡を購入して住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造2階建て、建築面積87.98㎡の住宅を建設される計画となっております。他の法令の許可申請はありません。</p>

	<p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>田と言われていますが、殆ど雑種地とみなしていいような所です。横には区の土地があり裏には天神川が通っています。近隣の方にも説明して承諾を得ていますので、承認しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>雨水、汚水等は町の施設に流れますし水路がありますので、後は水利組合の方がOKであれば、問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求めらる。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 矢野委員、北原委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、12ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 倉掛委員、八尋委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、13ページをご覧ください。</p> <p>(番号3を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 行武芳明委員、井上治康委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、14ページをご覧ください。</p> <p>以上、ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>会長代理</p>	<p>局の説明が終わりました。 それでは、何か、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>議案第4号は、全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p> <p>次第5 その他 ○農地改良行為届（4月分）の取下げについて ○遊休農地（農地パトロール）現地調査について ○「平成29年九州北部豪雨災害義援金」の募集について</p> <p>次第6 今後の日程について</p> <p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p> <p>これをもちまして、第5回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">17:15 終了</p>
--	---